(二)　平成二十七年十月十五日前の場合
額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

○財務省告示第百七十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十七年四月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第百二十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
五　発行額	額面金額で三十八億七千五百五十五万円
六　払込金額	三十八億八千二百五十二万五千九百九十円
七　最低額面金額	五万円
八　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九　発行日	平成二十七年四月六日
十　発行価格	額面金額百円につき百円十八銭
十一　利率	年〇・一パーセント
十二　経過利子の払込み	(一)　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{17}{365}$ (二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
十三　初期利子	平成二十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において同じ。）。 額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$
十四　第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限	平成三十二年三月二十日
十六　償還金額	額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所	日本銀行
十八　払込期日	平成二十七年四月六日

○財務省告示第百八十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十七年四月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百三十八回）
二　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
五　発行額	額面金額で七十二億七千三十五万円
六　払込金額	七十三億百六十一万二千五百五円
七　最低額面金額	五万円
八　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九　発行日	平成二十七年四月六日
十　発行価格	額面金額百円につき百円四十三銭
十一　利率	年〇・四パーセント
十二　経過利子の払込み	(一)　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額 $\times \frac{0.4}{100} \times \frac{17}{365}$ (二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
十三　初期利子	平成二十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において同じ。）。 額面金額 $\times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$
十四　第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限	平成三十七年三月二十日
十六　償還金額	額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所	日本銀行
十八　払込期日	平成二十七年四月六日